

# Hello! FUJISEI

No.49

国民年金、厚生年金などの公的年金制度の平成23年度の年金額・加算額は、平成23年4月から5年ぶりに0.4%の引き下げが行われています。

平成22年の全国消費者物価指数は前年に比べて0.7%低下しました。本来ならば連動して年金額も0.7%引き下げられるところですが、平成16年改正により「物価が直近の年金額改定のもととなった物価水準を下回った場合に、その分だけ引き下げる」と規定されています。つまり、直近の年金額改定は平成18年度であり、そのときのもととなった平成17年の物価水準が基準となります。

その後の物価の推移は、平成18年に0.3%、平成20年に1.4%上昇したものの、平成21年は1.4%下落しました。しかし、平成22年時点では平成17年の水準を0.3%上回っていました。今回0.7%下落したことにより、平成17年の水準を0.4%下回ることとなったため、その分の年金額の引き下げが実施されました。

日本年金機構のWEBサイトで利用できる「年金額簡易試算」も、この新しい年金額をもとに計算されています。

また、在職中に受ける老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している人の年金額は、受給している老齢厚

## 平成23年度の公的年金額

# 物価水準の低下で 0.4%の引き下げ

生年金の月額と総報酬月額相当額により年金額が調整されますが、その支給停止調整変更額（65歳以上は支給停止基準額）も47万円から46万円に下げられています（支給停止調整開始額の28万円は変更なし）。なお、老齢厚生年金の支給額が全額停止の場合は、加給年金も受けられません。

### 平成23年度の年金額・加算額

#### ◆国民年金

	平成23年度	平成22年度
老齢基礎年金	788,900円	792,100円
障害基礎年金(1級)	986,100円	990,100円
障害基礎年金(2級)	788,900円	792,100円
遺族基礎年金	788,900円	792,100円
第1子、第2子の加算	227,000円	227,900円
第3子以降の加算	75,600円	75,900円
振替加算額	227,000円	227,900円
生年月日に応じた金額	~15,200円	~15,300円

#### ◆厚生年金

	平成23年度	平成22年度
配偶者加給年金額と特別加算の合計額※	394,500円 (167,500円)	396,000円 (168,100円)
3級障害厚生年金の最低保障額	591,700円	594,200円
中高齢の加算	591,700円	594,200円
経過的寡婦加算額	561,400円	563,700円
生年月日に応じた金額	~19,700円	~19,900円

※受給権者の生年月日が昭和18.4.2~の場合の額(カッコ内は特別加算)

#### ◆在職老齢年金の支給停止基準額

60~64歳の支給停止調整変更額	46万円	47万円
(28万円の支給停止調整開始額については変更なし)		
65歳以上の支給停止基準額	46万円	47万円